

議案第103号

土地の処分について

次のとおり、土地を売り払う。

- 1 位 置 大阪市港区池島2丁目1番1
- 2 面 積 12,170.67平方メートル
- 3 契約の相手方 大阪市中央区城見1丁目2番27号
株式会社 プレサンス
大阪市中央区城見1丁目2番27号
株式会社 プレサンス住販
- 4 契 約 金 額 2,624,237,000円

令和8年5月15日提出

大阪市長 横 山 英 幸

説 明

本市所有地を売り払うため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。